

日本エネルギー法研究所季報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE QUARTERLY BULLETIN



第286号

【目 次】

「貿易関連の気候措置」の増加と課題…………… 1 高島 忠義 国際原子力法スクール(International School of Nuclear Law: ISNL) 2024参加等報告…………… 5 秋本 匡範 尾崎 信之介	研究班の動き…………… 7 研究報告書の公開…………… 7 所員の異動…………… 8 新着図書案内…………… 8
---	---

「貿易関連の気候措置」の増加と課題

愛知県立大学名誉教授 高島 忠義

1. はじめに

嘗ての貿易は、物品の生産、輸送、消費及び処分を増大させることによって温室効果ガス(GHG)の排出を促進し、気候変動の一因を成すと考えられていた。ところが、近年は、貿易の自由化が、GHG低排出の物品、サービス及び資本設備へのアクセスを容易にするだけでなく、先進的な低排出技術の伝播にも寄与することに注目が集まるようになった。そして、今日では、貿易が気候変動の緩和と適応の試みに有用なツールを提供することによって、気候危機の解決に「重要な役割」を果たすことを期待されるまでになっている¹。

世界貿易機関(WTO)において、気候変動に直接又は間接に関連した貿易措置は、「貿易関連の気候措置」(Trade-related Climate Measures, TRCMs)と呼称されている。WTOの関係協定に基づいて各加盟国から通報される「環境関連の貿易措置」(Environment-related Trade Measures, ERTMs)を集約した環境デー

タベース(EDB)は、加盟国が「気候行動のツールボックスの1部として貿易関連の政策を次第に採用しつつある」ことを示唆している²。EDBにおいて、TRCMsは、環境上の目的に照応して、植林・森林再生、大気汚染の緩和、オゾン層の保護、気候変動の緩和と適応、エネルギーの保存・効率化、代替・再生可能エネルギーという6つのカテゴリーに分類されている。

EDBのデータによれば、2011年から2020年までの10年間に総計4102(措置数)にのぼるTRCMsがWTOに通報されており、同期間に通報されたERTMs全体の31%を占めている。TRCMsの年間措置数を見てみると、2011年には45に過ぎなかったものが、2012年には269、その翌年には432へと急増した後、2014年からは413、488、336、440、415、580、274と推移している³。上記の6つの環境目的に沿ってTRCMsの内訳を見てみると、エネルギーの保存・効率化と代替・再生可能エネルギーの分野がTRCMs全体の

73%を占めており、TRCMsの2大カテゴリーを構成している⁴。ちなみに、この10年間における「気候変動の緩和と適応」自体の措置数は794であり、TRCMs全体の19.3%にとどまっている⁵。

2. WTOの報告書

気候変動の緩和と適応におけるTRCMsの役割が注目される中で、WTOの事務局が、気候変動と貿易に関する2つの報告書を提出している。その1つが、「気候変動と国際貿易」を特別テーマに掲げた「2022年世界貿易報告」（以下、第1報告書）である⁶。この報告書は、貿易が低炭素排出の物品、サービス、資本設備及びノウハウへのアクセスを容易にすることで低炭素経済への移行を促進する可能性を有していること、貿易が気候危機の解決においてポジティブな役割を果たすためには国際協力の拡大強化が必要不可欠であることを指摘している。

翌年には、「気候行動のための貿易政策のツール」と題する報告書（以下、第2報告書）が提出されている⁷。この報告書は、気候変動に対処する貿易政策のツールとしてのTRCMsを10のカテゴリーに分類し、それぞれについて気候変動との関連性と適用可能なWTO協定を提示したものであった。報告書によると、TRCMsが、関税手続と陸上輸送の効率化による貿易の円滑化（貿易円滑化協定TFA）、グリーンな政府調達（政府調達協定）、エネルギー効率の規制を統一する国際規格の採択（TBT協定）、気候関連サービスに関する国内規制の見直し（サービス貿易一般協定GATS）、炭素集約部門の関税引き上げとクリーン産業部門の関税引き下げ（1994年ガット）、化石燃料補助金の削減と再生可能エネルギー補助金の増額（SCM協定）、気候関連の技術と設備の普及を支援するグリーンな貿易融資、気候変動に対する食糧・農産物市場の強靱化（農業委員会の特別会合で交渉中）、気候変動に付随した病気と有害動植物の拡大防止（衛生植物検疫措置適用SPS協定）、気候関連の内国税と炭素価格設定（1994年ガットなど）に分類されている。

両報告書に共通しているのは、気候変動の有効な対処方法として、炭素税(CT)や排出量取引制度(ETS)を通じて排出炭素に価格を設定する、いわゆる炭素価格設定メカニズムに着目している点である。当該

メカニズムに関して、第1報告書は、炭素排出の外部不経済を是正する「最も効率的なアプローチ」に基づいて「低炭素社会への移行を加速する重要な手段」と評価し、第2報告書は「気候変動に取り組む際に鍵となる政策オプション」と位置付けている。

3. 炭素価格設定メカニズムの課題

しかし、両報告書は、気候変動の対処方法として炭素価格設定メカニズムに着目する一方で、グローバルなそれを期待できない状況において各国が調整を行うことなく独自のメカニズムを採用・実施した場合、「異なる制度の複雑なパッチワーク」と「炭素価格政策の大幅な乖離」（第1報告書）によって「炭素価格の重大な懸隔」（第2報告書）をもたらすリスクを危惧していた。実際に、各国・地域の設定する炭素価格（CO₂ 1トン当たりの米ドル）には重大な懸隔が認められる。2024年時点で見ると、CTに関しては、ウルグアイの167.17ドルとリヒテンシュタイン及びスイスの132.12ドルからウクライナの0.76ドルまで（日本は1.9ドル）、ETSの排出単価価格に関しても、EUの61.3ドルからインドネシアの0.61ドルまで、非常に大きな幅員が存在している⁸。

各国・地域の設定する炭素価格の重大な懸隔がそのまま放置されると、いわゆるカーボン・リーケージのリスクが生起する。それは、国内企業が気候政策の関連費用を回避するために他の国に生産を移転したり、他国からの輸入品がよりGHG排出量の少ない同種の国内産品に代替したりするリスクである。かかるリスクが顕在化した場合、低い炭素価格を設定している国に「棚ボタの比較優位」を与える一方で、高い炭素価格を設定している国には「産業競争力の低下」をもたらす。

EUは、昨年5月17日に、国家的・国家間レベルで世界初の炭素国境調整メカニズム(CBAM)規則を採択している（2025年末までは暫定適用）⁹。その背景には、EUが2030年のGHG削減目標（1990年比）を40%から55%に大幅に引き上げたことがある。EUとしては、こうした削減目標の大幅な引き上げに付随して生起するカーボン・リーケージのリスクに対処する必要があったのである。そのために、当該規則は、輸入産品に取り込まれたGHG排出量に対して域内産品と同等の炭素価格（つまり、EU・ETSの排

出枠価格)を設定している。

しかし、かような国境炭素調整(BCA)は、慎重な制度設計、適切な管理運営及び国際的な調整と協力を欠く場合、「隠れた保護主義」¹⁰として、貿易相手国との経済摩擦を惹起するだけでなく、WTO規則との抵触問題をも生起するリスクさえ内包している。後者の法的視点から言うと、EUのCBAMは、WTOの2つの基本原則、つまり同種の輸入産品間の差別を禁止する「最恵国待遇」の原則(1994年ガットの1条)及び同種の内国産品と輸入産品間の差別を禁止する「内国民待遇」の原則(同3条)に抵触するリスクを伴っている。

もっとも、EUのCBAM規則がガットの実体規定との不適合を認定されたとしても、なおガットの一般的な例外規定である20条によって正当化される可能性が残されている。しかし、同条に基づいて正当化されるために、EUは、問題の措置が各号の掲げる10種類の例外措置のいずれかに該当すること(措置の性質決定による暫定的正当化)だけでなく、当該措置の適用方法が例外の濫用防止を目的とした柱書の消極的要件に抵触しないこと(措置の適用方法に基づいた最終的正当化)をも証明しなければならない。後者は、BCAを、「同様の条件の下にある諸国の間において」恣意的若しくは不当な差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用しないことを厳格に要求している。

4. 国際的な調整と協力

両報告書は、BCAに内在する貿易相手国との経済摩擦及びWTO規則との不適合というリスクを回避するために国際的な調整と協力が必要不可欠であることを強調している。そして、第1報告書は、炭素価格設定の政策的統一性を促進する国際協力の事例として、次の4つの試みを挙げている¹¹。その第1は、2022年6月に開催されたG7において「気候クラブ」(Climate Club)の設立が大筋で合意されたことである。このクラブは、パリ協定とその締約国会合の決定の効果の実施をサポートすることを目的にしたもので、野心的かつ透明性のある気候変動緩和政策の推進、脱炭素化を加速する産業改革、連携と協力を通じた国際的気候野心の強化の3つを柱とした「包摂的、

開放的かつ協調的な政府間フォーラム」を目指している。

第2の試みは、WTOの諸機関における加盟国の炭素価格設定政策の透明性向上と情報共有に向けた作業である。こうした作業は、貿易と環境に関する委員会(CTE)¹²と同委員会を補完・支援するために2020年11月に発足した「貿易と環境持続可能性に関する体系的議論」(TESSD)¹³を中心として、物品貿易理事会とその下に置かれた市場アクセス委員会及び貿易の技術的障害に関する委員会(CTBT)において行われている。

第3のそれは、WTO以外のさまざまな国際機関において行われている炭素価格設定政策の透明性向上と情報共有に向けた作業である。その実例としては、炭素価格設定メカニズムに関する最新情報を提供する世界銀行の「炭素価格設定のダッシュボード」、エネルギーの使用に附随した排出炭素の価格設定に関するOECDのデータ、そしてISOによる製品の炭素フットプリントに関する標準(ISO14067:2018)と企業のGHG排出量の測定と報告に関するプロトコルの作成などがある。

最後のそれは、炭素価格設定に関連する規定を置いた地域的貿易協定(RTAs)の締結である。こうした協定の大半は、炭素価格設定メカニズムの制度設計とその実施に関する情報交換にとどまっているが、より精緻な内容を盛り込んだRTAも存在している。炭素価格設定に関する最も詳細な規定を定めたRTAはEUと英国間で締結されたもので、両当事者が、発電、発熱、産業及び航空から排出されるGHGを対象とした実効的な炭素価格設定メカニズムを整備するだけでなく、各当事者のメカニズムの「連結」について真摯に検討することも約定している。

【注】

¹ Trade Policy Tools for Climate Action, WTO Secretariat, 2023, p. 7.

² Ibid., p. 6.

³ 2020年のTRCMs通報措置数が急減した背景には、補助金・相殺措置協定に基づいた通報が毎年ではなく各年に行われることがあるという。Report (2023) of the Committee on Trade and Environment, 11 November 2013, WT/CTE/EDB/20, footnotes.9 and 28.

⁴ Ibid., pp.12-14.

⁵ 気候変動の緩和と適応の分野において日本の通報した貿易措置の数（2009年～2024年）は合計40で、同国の通報したERTMs(447)の8.9%を占めている。その内訳を見ると、省エネ法、環境配慮契約法及びフロン排出抑制法に関連した措置と高効率ガスタービン技術実証事業等に対する補助金はその大半であった。

⁶ World Trade Report 2022, Climate change and international trade, WTO Secretariat.

⁷ Trade Policy Tools for Climate Action, 2023.

⁸ State and Trends of Carbon Pricing Dashboard, Price, World Bank, 2023. 当該データベースによると、CTとETSは、それぞれ38と37の国・地域で採用されている。

⁹ EUの採用したCBAMのWTO適合性に関しては、拙稿「欧州委員会の炭素国境調整メカニズム規則案について」環境法研究15号（2022年12月）、同「EUの炭素国境調整メカニズム規則について」環境法研究18号（2024年3月）、同「EUのCBAM規則について」日本エネルギー法研究所編『環境法政策の現状と課題に関する検討—2021～2022年度 環境法制・事例検討班 研究報告書—(JELI-R-No.158)』（2024年）所収を参照。

¹⁰ World Trade Report 2022, op. cit., p.23.

¹¹ Ibid., pp. 90-93.

¹² CTEは、貿易措置と環境措置の関係性を同定すること及び多角的貿易体制の規定に関する修正の必要性について適当な勧告を行うことを任務（付託事項）として、1995年1月に一般理事会の下に設立された委員会である。

¹³ TESSDは、2020年11月17日に、EU、日本及び中国を含む22のWTO加盟国・地域とEUの共同コミュニケに基づいて設置されたもので（2024年時点では米国と中国も加えた76の加盟国・地域プラスEU）、貿易と環境目的・政策の相互支持性の理念に基づいて貿易と環境持続可能性に関する体系的議論を組織化することによって、CTE等の作業を補完・支援することを任務としている。翌年末に、TESSDに参加する国・地域とEUは、「貿易関連の気候措置及び政策が、WTOの規則と原則に適合しつつ、気候と環境の目標と約定に最も寄与する方法に関する議論を開始する」旨を宣言し、2022年2月には「TRCMsに関する非公式作業グループ」を設置している。

（たかしま・ただよし＝愛知県立大学名誉教授）

国際原子力法スクール(International School of Nuclear Law: ISNL) 2024参加等報告

研究員 秋本 匡範
研究員 尾崎信之介

1. はじめに

2024年8月26日から9月6日までの2週間にわたり、フランス・モンペリエにて、OECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）による国際原子力法スクール(International School of Nuclear Law)が開催され、弊所からは我々2名が参加した。また、9月9日にはヘルムホルツ環境研究センター（ドイツ・ライプツィヒ）、9月11日にはOECD/NEA及び海外電力調査会（フランス・パリ）を訪問した。以下にその概要を報告する。

2. 国際原子力法スクールについて

(1) スクールの概要

国際原子力法スクールは、原子力の平和利用に関連する法について、国際的視点から包括的、集中的に学ぶ場として、OECD/NEAとモンペリエ大学が2001年から共催しているもので、本年が23回目の開催となった。原子力に関連する政府機関を中心に、原子力事業者の法務担当者や弁護士など、36か国から59名が参加した。また、講師陣には、IAEAやOECD/NEAなどの国際機関や各国の原子力規制機関、事業者などから各分野の専門家が招かれ、原子力に関する幅広い内容をテーマとする教育プログラムが組まれた。

(2) カリキュラムと進め方

カリキュラムは、原子力安全(Safety)、核セキュリティ(Security)、核不拡散・保障措置(Safeguards)の3Sを軸とし、原子力法制の枠組みを国際的な視野から網羅する内容で、国内の原子力法制との関連性を確認できる良い機会になった。合計11日間にわたるカリキュラムの概要は、以下のとおりである。

- 1日目 原子力法序論
- 2日目 核燃料サイクル／放射線防護／原子力安全
- 3日目 原子力安全／規制とライセンス
- 4日目 廃止措置／使用済燃料と放射性廃棄物管理
- 5日目 核融合実験炉ITERの見学
- 6日目 ウラン／環境保護／放射線源

- 7日目 核セキュリティ／輸送
- 8日目 核不拡散／保障措置
- 9日目 責任と補償／保険
- 10日目 国際取引／原子力プロジェクトの進展
- 11日目 国際原子力法の現在及び将来の課題



(ISNLにて) 講義の様子

各セッションは、講義、ケーススタディ、パネルディスカッション及びワークショップを組み合わせた実践的内容であり、いずれのセッションにおいても、参加者からの積極的な発言が相次いだ。特に、ワークショップでは、「原子力損害における民事責任」や「廃棄物等合同条約の改正提案」等をテーマに参加者間でのグループディスカッションが行われ、国や立場が異なる多様な意見により活発な議論が行われた。



(ISNLにて) 参加者全員での記念撮影

3. Wolfgang Köck教授へのインタビュー

国際原子力法スクールへの参加後、高橋寿一教授（専修大学教授，横浜国立大学名誉教授）のご協力を得て，ヘルムホルツ環境研究センター（ドイツ・ライプツィヒ）を訪問し，Wolfgang Köck教授（ライプツィヒ大学教授）へのインタビューを行った。ドイツにおける脱原発政策の動向や，再生可能エネルギー発電の導入を進めるうえでの法的課題等について伺うことができた。

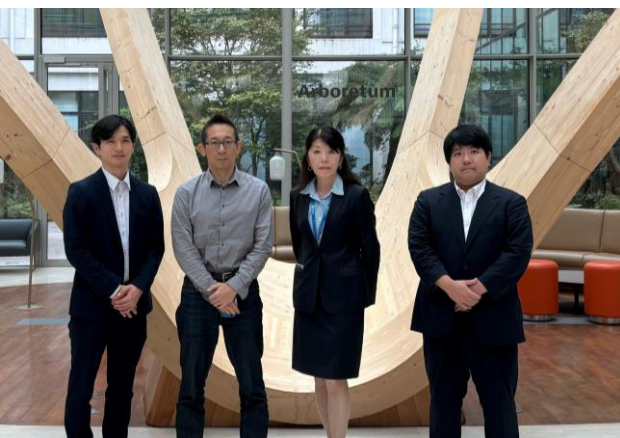


（ヘルムホルツ環境研究センターにて）Wolfgang Köck教授と高橋寿一教授との記念撮影

4. OECD/NEA及び海外電力調査会への表敬訪問

また，パリに事務所を構えるOECD/NEA及び海外電力調査会を表敬訪問する機会を頂いた。

OECD/NEAでは，各部署でご活躍される日本人職員の方々の活動状況や原子力発電に関する国内外の課題等について伺うことができた。



（OECD/NEAにて）ご対応いただいた職員の皆さまとの記念撮影

また，海外電力調査会では，組織の概要や活動状況についてご説明をいただいた後，欧州におけるヒートポンプの動向等について伺うことができた。



（海外電力調査会にて）ご対応いただいた職員の皆さまとの記念撮影

5. おわりに

今回の海外出張を通じて，国際的な視野から原子力を巡る法的論点に触れることができたことや，原子力の平和利用に携わる世界各国の実務者と交流，意見交換をできたことは，国内では得難い貴重な経験であった。今回の出張で得た経験を今後の研究活動に活かしていきたい。

最後に，ご多忙のなか，今回の出張にご協力いただいた多数の方々に，この場を借りて深く感謝を申し上げます。

研究班の動き

(7・8・9月)

原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班

7月29日の第6回研究会では、藤田研究委員から「東京電力株主代表訴訟地裁判決と会社法の基礎理論——取締役の行為規範とステークホルダー・モデル」というテーマでご報告をいただいた。取締役の行為規範をめぐる株主利益モデルとステークホルダー・モデルの対立について歴史的背景を踏まえて概観した上で、東京電力株主代表訴訟地裁判決との関係や、同判決における経営判断原則の適用についてご解説をいただいた。その後、日本の会社法の特殊性である会社法429条の各モデルからの説明や、ステークホルダー・モデルの隆盛に係る世界的な議論の動向などについて検討した。

エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班

7月19日の第7回研究会では、森川主査から「武力紛争時の原子力施設の保護におけるIAEAの役割と課題」というテーマでご報告をいただいた。笹川平和財団による「原子力施設の保護と日本の役割～ロシアによるウクライナ侵攻と原発攻撃をうけて」という政策提言の内容を概観した後、今般のロシア・ウクライナ紛争において、武力紛争時の原子力施設の保護のためにIAEAが行った活動とその法的根拠や、武力紛争時のIAEAの役割とその課題について解説いただいた。その後、IAEAが戦地の原子力発電所において両国の了解に基づいて活動することが、黙示的権限(implied power)の法理により根拠を有する可能性があることなどについて議論した。

研究報告書の公開

以下のとおり研究報告書を当研究所ホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

- ・ JELI R-No.156 「原子力安全をめぐる国内外の法的問題の諸相—2019～2020年度原子力の安全性に係る法的論点検討班報告書—」
(8月14日掲載)
- ・ JELI R-No.158 「環境法政策の現状と課題に関する検討—2021～2022年度環境法制・事例検討班研究報告書—」
(8月14日掲載)
- ・ JELI R-No.159 「原子力損害賠償法制の法的問題の諸相—2021～2022年度原子力損害賠償に関する法的論点検討班報告書—」
(7月4日掲載)

所員の異動

所員の異動がありましたので、お知らせいたします。

(事務部長異動)

(退職)

高山 理一郎 (9月30日付)

(就任)

細田 義朗 (10月1日付)

(研究員異動)

(転出)

内山 寛隆 東北電力株式会社
ビジネスサポート本部
総務部法務室(法務)へ
(7月1日付)

(転入)

加藤 衣織 東北電力株式会社
ビジネスサポート本部
総務部法務室(法務)から
(7月1日付)

菱田 航平 中部電力株式会社
経営戦略本部
事業戦略グループへ
(8月1日付)

新着図書案内

(7・8・9月)

書名	著者	出版社
行政法 第3版	宇賀 克也	有斐閣
行政法概説Ⅲ 行政組織法／公務員法 ／公物法 第6版	宇賀 克也	有斐閣
現代国際法講義 第5版	杉原 高嶺, 水上 千之ほか	有斐閣
国際法 第2版	岩沢 雄司	東京大学出版会
デジタル経済と新たな規制の展開 日本経済法学会年報45号(通巻67号 2024年)	日本経済法学会編	有斐閣
環境リスクと予防原則Ⅰ リスク評価 [アメリカ環境法入門Ⅰ]	畠山武道	信山社

日本エネルギー法研究所季報

2024.10.1 Vol.286

編集発行 日本エネルギー法研究所 季報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電 話 03-6420-0902 (代)
URL <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。